

市川市立鬼高小学校 「学校いじめ防止基本方針」

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

〈基本理念〉

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、お互いを尊重し合う態度を養うことのできる環境を作るよう努める。また、いじめの早期発見、迅速な対処に取り組むとともに、地域や家庭、PTA等と連携を図りながら、いじめの未然防止に努める。

〈いじめの定義〉

いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童に対して、本校に在籍している等該当児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（けんかやふざけ合いも含む。）

〈いじめの定義〉

- ・冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、いやな事を言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視
- ・軽くぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険な事をされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で誹謗や中傷やいやなことをされる 等

1 いじめ防止の基本方針

①いじめの未然防止

いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。また、スクールカウンセラーのコンサルテーションを生かし教育相談を充実させる。

〈未然防止に向けた具体策〉

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団作りを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

②いじめの早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知していく。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。そして、アンケート調査や教育相談を定期的に行い、いじめの実態把握と早期発見に努める。

③いじめの防止等に係る児童への指導

いじめの未然防止に向けて、児童へ以下の指導を行う。

- ・どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめについて正しく理解させる。
- ・社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ・円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ・自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員、家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

④児童が自らいじめ防止・撲滅について考える取り組み

児童が自律して、自分たちがいじめない学校をめざして取り組んでいくことを重視する。

〈本校での具体的な取り組み〉

計画代表委員を中心にいじめについて学校全体で考える「スマイル運動」の実施。

いじめがない、みんなが笑顔で過ごすことができる学校を目指す。

⑤いじめが発生した際の対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。教職員全員の共通理解の下、PTA、学校関係者及び地域の自治体等と連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。また、いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

2 いじめ防止組織

月一回の「心の部会」において全学年の実態の共通理解を図るとともに、必要に応じて「臨時の心の部会」（いじめ防止会議）を開く。

・心の部会

- ・管理職
- ・生徒指導主任
- ・生徒指導部教諭
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・道徳教育推進教師
- ・教育相談担当
- ・不登校対策担当
- ・養護教諭

・臨時の心の部会（いじめ防止会議）

- ・校長
- ・教頭 教務主任
- ・生徒指導主任
- ・生徒指導部教諭
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・道徳教育推進教師
- ・教育相談担当
- ・不登校対策担当
- ・関係職員

3 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - ・児童が自殺を企画した場合。
 - ・心身に重大な傷害を負った場合。
 - ・金品等に重大な被害を被った場合。
 - ・精神性の疾患を発症した場合。
 - ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ※一定期間連続して欠席している場合は、管理職に即報告する。
- ・校長、教育委員会が重大事態と認めた場合。

また、児童や保護者が重大事態であると申し立てがあった場合は個人で判断せず即管理職に報告する。

①重大事態が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

校長→教育委員会（対応の主体が学校か委員会か確認する。）

以下対応主体が学校の場合

②教育委員会の指導助言のもと、当該事案に対処する「臨時心の部会」（いじめ防止会議）を開く。

③「臨時心の部会」（いじめ防止会議）よりいじめ解決に向けた校内委員会を設置する。校内委員会では事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に對し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を、教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

※上記の『いじめ防止基本方針』について、入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明することとする。